令和2年度第2回幕別町行政改革推進委員会議事録

1 開催日時

令和3年2月8日(月)19:00~20:40

2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3-A·B

3 出席委員(12名)

大串委員、加藤委員、若山委員、森委員、原田委員、飯塚委員、林委員、若菜委員 金野委員、矢野委員、木内委員、千葉委員

※ 松本委員、橋坂委員、杉山委員は欠席

4 審議

幕別町行政改革大綱(第4次)後期推進計画(案)について

5 事務局出席者

幕別町企画総務部長 山岸 伸雄

企画総務部政策推進課長 白坂 博司

" 政策推進課副主幹 菅原 隆行

" 政策推進課副主幹 鳴海 走也

" 政策推進課副主幹 佐々木 哲也

6 傍聴者

1名

7 議事録

(企画総務部長)

皆さん、夜分大変お寒い中、お越しいただきましたことにお礼を申し上げます。

定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第2回幕別町行政改革推進委員会を開催いたします。

はじめに、本委員会の開催の案内が遅れましたこと、また、会議資料が当日配布となってしまいましたことをお詫び申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、飯田町長からご挨拶を申し上げます。

(飯田町長)

夜分、本会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

皆さんには、新型コロナウイルス感染症が発生して1年が経過した中で、日々、感染予防対策にご尽力をいただいていることに対しまして、心から感謝を申し上げます。

2月末から医療関係者等のワクチン接種が始まるという報道がありますが、町の役割としては、今の予定では4月に入ってから、高齢者の接種から始まり、その次には基礎疾患のある方、そして一般の方という順番で、集団接種と医院における個別接種を組み合わせながら、接種を行っていく考えであり、順調に進めば、11月末までには希望する方への接種を終えることができると思っております。従いまして、それまでの間、一層の感染予防対策をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本町における行政改革につきましては、昭和62年が始まりでありまして、お手元の資料にありますとおり現在の計画は第4次行政改革大綱であり、今回ご審議をいただきますのは、大綱に基づく後期5か年の推進計画であります。

行政改革と言いますと、一般的には人減らしや金減らしと捉えられますが、本町の行政改革 につきましては、一貫して住民サービスの維持・向上を図ること、また、町民間の負担の公平 性についてもこの計画の中でしっかりと位置付けし、取組を進めているところであります。

今期の5か年計画において、一つ心苦しい点があります。

お手元の推進計画の項目にありますが、「健全な財政運営の保持」という大項目がございまして、その中の「使用料・手数料受益者負担の見直し」と「公共施設使用料減免の見直し」の2つの項目について町民の皆さんの負担をお願いすることとなります。財源的には使用料・手数料を負担いただくことは町としては助かりますが、この見直しの視点は、公共施設は様々ありますけれども、使える方も使えない方も現在は無料でありますが、使える方だけが使用による

恩恵を受け、その施設の維持管理というのは、皆さんからいただいた税金で賄っており、全ての方々から負担をいただいております。つまり、使える方は利益を享受しておりますが、使えない方は自分が支払った税金が施設の管理費用に充当されており、町民間の負担の均衡を欠くのではないかという観点から、今回見直しを行うこととしておりますので、その点、ご理解をいただきながら、提出させていただいた推進計画の一つひとつの項目を吟味いただければと考えております。

長時間の審議になるかと思いますが、皆さんのご意見によって実りある計画を策定してまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろろしくお願いいたします。

(企画総務部長)

続きまして、本委員会の委員の構成につきまして、私の方からご説明いたします。

お手元にお配りしております、委員会会議議案5ページの委員会委員名簿と、参考資料2の 幕別町行政改革推進委員会設置条例をご覧ください。

本委員会は、条例第3条第2項第1号の識見を有する方として、町内の商工会をはじめとする各種団体から10名ご推薦をいただくとともに、第2号の公募委員による方の5名を合わせまして、15名の方で構成されております。

本委員会委員の皆さんは令和元年11月に改選されており、例年は3月に会議を開催しご審議をいただいているところでありますが、令和2年3月はコロナ禍の影響によりまして書面会議とさせていただきましたことから、本日の会議が初めての対面での会議となります。

そのため、会議に参加されている方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

始めに、事務局職員から紹介させていただきます。

(事務局職員からの自己紹介)

(企画総務部長)

続きまして、委員の皆様に自己紹介をそれぞれお願いしたいと思います。

私が名前をお呼びしますので、所属、お住まい等の自己紹介をお願いします。

(各委員からの自己紹介)

(企画総務部長)

皆様ありがとうございました。

なお、本日、松本委員、橋坂委員、杉山委員につきましては、都合により欠席となっておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、次第3の議事に入らせていただきますが、会長が決まるまでの間、町長が仮議 長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(飯田町長)

それでは、会長が決まるまで、私の方で議長を務めさせていただきます。

早速ですが議案第1号、会長の選出を議題といたします。

会長につきましては、幕別町行政改革推進委員会設置条例第4条第1項の規定に基づき、委員の皆さんの互選によって決めることになっております。

どのように選出すればよろしいかお諮りいたします。

(若山委員)

指名推薦でいかがでしょうか。

(飯田町長)

ただ今、指名推薦という意見がありましたが、他にありませんでしょうか。 なければ、指名推薦で決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(飯田町長)

それでは、指名推薦により決定させていただきます。 どなたか推薦をしていただけますでしょうか。

(若山委員)

社会福祉協議会の会長をしておられる林委員を会長に推薦いたします。

(飯田町長)

今、林委員を会長にというご意見がありました。

他にございませんでしょうか。

なければ、会長を林委員に決定することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

(飯田町長)

ありがとうございます。

会長には林委員が決定いたしました。

それでは林委員、こちらの席まで移動をお願いします。

(林委員が会長席に移動)

(飯田町長)

それではここで、林会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(林会長)

ただ今、図らずも会長に選任をいただきました社会福祉協議会の林でございます。

元より微力ではございますが、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、この会を進めて まいりたいと考えております。

何卒、ご協力をお願いいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが就任に当 たっての挨拶とさせていただきます。

(飯田町長)

林会長、ありがとうございました。

(企画総務部長)

ここで、会長が決定いたしましたので、町長より諮問をさせていただきます。

(町長から林会長へ諮問)

(企画総務部長)

町長におかれましては、ここで退席させていただきます。

(町長退席)

(企画総務部長)

この先の議長は、町長に代わりまして、林会長にお願いしたいと思います。

それでは、林会長よろしくお願いいたします。

(林会長)

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

議案第2号、会長職務代理者の指名についてであります。

幕別町行政改革推進委員会設置条例第4条第3項の規定に、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、私から指名をさせていただきます。

会長職務代理者には、大串委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

(大串委員承諾)

(林会長)

ただ今、会長職務代理者として、大串委員にご承諾いただきましたので、議案第2号については以上とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、幕別町行政改革大綱(第4次)後期推進計画(案)について、事 務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

まず、行政改革大綱につきましては、冒頭の町長からの挨拶でお話がありましたとおり、昭和62年に「第1次行政改革大綱」をはじめて策定し、平成8年に「第2次行政改革大綱」を、忠類村と合併後の平成18年に「第3次行政改革大綱」を、平成28年に「第4次行政改革大綱」

を策定し、現在に至っております。

現在の「第4次行政改革大綱」は、平成28年度から令和7年度までの10か年を推進期間としており、このうち、効率的な行政運営及び財政の健全化に向け取り組むべき推進事項を定めた「行政改革大綱(第4次)推進計画」については、5か年を一期間として前期、後期に分け、平成28年度から令和2年度までを前期計画、続く令和3年度から7年度までを後期計画として位置付けているところであります。

平成28年に策定をいたしました行政改革大綱(第4次)前期推進計画が本年度をもって終了いたしますことから、本年1月から、町職員で構成しております行政改革推進本部全体会議を2回、専門部会を3回開催し、前期計画について必要な検証・見直しを行い、引き続き取り組むべき推進事項に加え、社会情勢等を反映し、令和3年度から7年度までの5年間の後期推進計画案の素案を作成したところであります。

それでは、お手元にございます「資料1 幕別町行政改革大綱(第4次)後期推進計画(案)」 を基に、ご説明をさせていただきますが、資料について若干ご説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。表の見方でありますが、左側に記載している内容は前期 推進計画の進捗状況を、右側に記載している内容は後期推進計画(案)の内容であります。

前期計画と後期計画(案)の比較表としており、後期推進計画(案)には、変更となった箇所を下線でお示しをしております。

また、後期推進計画(案)の計画年度に入っている丸印についてでありますが、前期計画から後期計画において継続して実施する項目は黒の丸で、検討を要し計画年度内に実施を予定している項目は白の丸で表しております。

それでは、順次、推進項目の番号順にご説明をいたします。

大項目1「町民との協働に基づく行政経営の推進」のご説明をいたします。

「1 町民参加による分かりやすい行政の推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、各種団体行事やイベント等の情報を広報紙やSNSを通じて情報発信を行うとともに、行政が自分事であるという意識醸成とまちづくりに参加する手法として町民参加型のワークショップを開催しております。今後も、町民と行政が協働でまちづくりを推進する上では必要な項目であるため、前期計画からの継続項目としております。なお、細項目に記載のある事務事業評価につきましては、本年度試行的に実施しており、今後、本格運用を予定しております。

「2 公区(町内会)・町民活動等の推進支援」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し

合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付するとともに、社会福祉協議会を通じてボランティア団体に助成を行っております。近年、地域の帰属意識が希薄化している中、地域課題を住民同士で協力して解決していこうとすることは重要であるため、前期計画からの継続項目としております。

「3 個の多様性の尊重と男女共同参画社会の実現」についてであります。

本項目は、前期からの継続項目でありますが、男女共同参画社会の実現に加えまして、「性別 や性自認等に関わらず、一人ひとりが違った個性を持つ個人を尊重する」という新たな視点が 必要でありますことから、「個の多様性」に関し、推進項目と実施内容に盛り込んでおります。

「4 附属機関等の効率的運営と活性化の推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、町民の町政に関する理解を深めるため、附属機関の会議や会議録の情報公開を行っております。細項目に記載のある「附属機関等に関する指針」とは、附属機関の委員の選任や公募等に関することを記した基本方針であり、前期計画においては策定に至りませんでしたが、今後も、開かれた町政の実現を一層推進する上では必要な事項であるため、前期計画からの継続項目としております。

「5 広聴活動の充実」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、意見公募(パブリックコメント)を実施するとともに、 町ホームページ上から町政に対して意見を述べる「町長への手紙」により、多様化する町民ニ ーズを把握しているところです。なお、実施内容に記載のある「町政モニター」については、 他自治体での実施状況においてモニターの確保が困難であること、また制度自体を廃止してい るという声もお聞きしておりますことから、他の手法も調査研究することとし、細項目を「効 果的な広聴活動の実施」と変更しております。

今後においても、町民のニーズを把握する上では広聴活動は重要でありますことから、前期 計画からの継続項目としております。

資料の2ページ目をお開きください。

「6 継続的な定住対策の推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、移住促進と町内居住者の定住に資するため、住宅を新築又は購入する方に対し、当該住宅の取得に要する費用の一部を補助するマイホーム応援事業を実施しております。本年度から年齢要件の見直しと加算基準の見直しを行ったところでありますが、町外から本町への移住を考えている方のニーズを把握した上で、新たな定住支援策を検討する必要があることから、細項目を修正しております。今後においても、「住み続けたい」

「住みたい」幕別町となるためには、定住対策の推進は重要でありますことから、前期計画から継続項目としております。

「7 災害に強いまちづくりの推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、これまでは町主体の地域防災訓練を実施しておりましたが、今後は、自主防災組織などの防災訓練の支援や1日防災学校、出前講座での防災教育・啓発活動により自助の意識を高めることが重要であるため、細項目を修正しております。また、防災情報・災害情報の伝達手法として、令和3年度から防災行政無線とLINEによる防災情報の配信を予定しており、その際、迅速な情報はもちろんのこと、その確実性も求められますことから、細項目を修正しております。「安心して住んでいられるまち」を目指すためには、災害に強いまちづくりは重要なことでありますことから、前期計画から継続項目としております。以上で、大項目1「町民との協働に基づく行政経営の推進」のご説明を終わります。

(林会長)

事務局からの大項目1「町民と協働に基づく行政経営の推進」の説明が終わりました。 ご質問、ご意見ございませんか。

(原田委員)

「災害に強いまちづくり」ということで、これから各家庭に対し、戸別受信機が全戸配布されるということですが、高齢の方で受信機を取りに行けない方への対応はどのような扱いとなっているのですか。

先ほどのご説明で、今後、LINEによる防災情報の配信を予定しているとのことでありましたが、具体的にどのようなことを行うのですか。

(政策推進課長)

1点目の防災無線の関係でありますが、町で会場を設定いたしまして会場に戸別受信機を取りに来ていただいた際に色々ご説明をさせていただいているところですけれども、委員がおっしゃられましたとおり、現実的に取りに来られない方も中にはいると考えております。

受取に係る案内はがきは世帯主の方に出しておりますが、案内はがきを持参いただければ、 世帯主以外の方が取りに来ていただくことも可能となっております。

また、独居の方に関しては、訪問での受け渡しなどの個別対応を含めまして、一度役場の担当にご連絡をいただければと考えております。

2点目のLINEによる防災情報の発信についてでありますが、町としてLINEのアカウントを持ちまして、友達登録された方に対して防災情報を発信するという形で今のところ考えております。

発信する内容につきましては、基本的に防災行政無線で流す内容と同様のものと考えております。

(原田委員)

COCOA(新型コロナウイルス接触確認アプリ)のように、今後、新型コロナウイルス感染症に関してLINEを活用していく考えはありますか。例えば、広報紙でQRコードを入れて登録を広げていくというような考えはありますか。

(政策推進課長)

COCOAについては、基本的には感染者が発生した際、その感染者と濃厚接触した履歴が残り通知が来るという形となっており、LINEにはそういった機能がありませんので、そういった内容をLINEに盛り込むということは考えておりませんが、委員からご意見がありましたように多くの方々に登録をいただければ、町からの情報が広く伝わりますので、広報紙でQRコードを入れて登録を促すことを含め、より多くの方に登録していただけるような手法をとっていきたいと考えております。

(森委員)

前期計画について、行政改革推進本部の各専門部会において必要な検証を行い、後期計画に 項目が引き継がれたものと思っておりますが、その前期の検証が漠然としている中で、雰囲気 は理解できるのですが、もう少し咀嚼されたような詳しい説明があって、前期計画がこうだか ら後期計画ではこうなりますといった説明の方が理解しやすいと思います。

また、当日の資料配布となりますと、全く持って計画を熟読できず、内容もよく分からないまま、後期計画の文章を見て、良さそうだなという認識しか自分では持てない中で進むということがもったいないと思っております。

(政策推進課長)

今回、資料が当日配布となりましたことは、皆様方にお詫びを申し上げます。

事前に資料を送付し、委員の皆様が目を通すことができれば、ある程度質問も考えることも

でき、いい意味でのやりとりができたと思っております。

なお、前期計画の検証につきましては、資料の左側の実施年度欄で整理をしておりまして、 黒の丸印は事業が実施できたもの、三角印は検討中で現在実施には至っていないものとなって おりますので、こちらをご覧いただければと考えております。

また、毎年、その年度内に実施した事業について、その進捗状況を本委員会でご意見をいた だいているところであります。

冒頭、ご説明いたしましたとおり、昨年度はコロナの影響によりまして委員会は書面での開催とし、その際、令和元年度末時点における各事業の進捗状況を資料でお示し、委員の皆様方からご意見をいただいたところであります。

本年度は未だ終了しておりませんので、令和2年度が終了した段階で前期計画の最終年度に おける検証を行い、前期計画全体の検証結果を改めて委員の皆様にはお伝えしたいと考えてお ります。

もう少し細かい説明をということでありましたが、その点は先ほどご説明いたしましたとお り資料左側のマークをご覧いただきながら、ご意見をいただければと考えております。

(飯塚委員)

「個の多様性の尊重と男女共同参画社会の実現」に関しまして、前期計画における細項目「働く女性への支援や男性の育児参加を行う企業への支援の検討」が検討中となっており、後期計画において「働く女性への支援や男性の育児参加の推進」と大雑把な項目に変更となっておりますが、変更した理由を教えてください。

(政策推進課長)

前期計画における事業を実施している中において、町内の企業に対しまして町がアンケート 調査を実施し、その結果を分析しております。

最終的な話を申し上げますと、男性の育児参加を行う企業への支援につきましては、国の支援策が既にありますので、その支援策を企業に活用していただくよう促すという形をとっておりますので、町としての支援ではなく、その支援策を企業に活用していただくという観点から細項目を修正したところであります。

(飯塚委員)

地元の企業や事業所で男性が育休を取得しやすい環境・雰囲気づくりをするというところで

は、妊娠された方のパートナーや保健師さんの働きかけが大きいのではないかと考えており、 安心して休むことができる環境・雰囲気づくりに取り組んでいただければと思います。

自分は教員であり、育休を取得して復職するということが普通の環境として捉えておりますが、ただ教え子の保護者と話をしている中で「お父さんが仕事を休んだ」という話は聞いたことがないのが現状なので、町としての方向性を出していただけると男性の家庭への参加が進むと感じました。

(政策推進課長)

委員のおっしゃるとおりでありますので、私どもといたしましても町内の事業所向けに様々な形で支援や周知を行い、庁内でもいただいた内容を実施できるような形をとってまいりたいと考えております。

(林会長)

そのほか、ご質問、ご意見がなければ、続きまして、「効率的で効果的な事務事業の推進」に ついて、事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

続いて、大項目2「効率的で効果的な事務事業の推進」のご説明をいたします。 資料の3ページ目をお開きください。

「8 危機管理の徹底」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、突発的に発生するいかなる危機にも機敏に対応するため、法令遵守や情報管理等における危機管理研修を実施するとともに、有事に備えた災害対策本部設置訓練等を実施したところであります。現在、災害等の緊急事態が発生した際、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画いわゆる「BCP計画」を策定しているところであり、組織としての体制を強化する必要があることから、細項目を修正しております。いかなる危機に対応できる行政体制を確立することは今後も重要となりますことから、前期計画から継続項目としております。

「9 年末年始の休日の見直し」についてでありますが、平成30年度以降、年末年始における休日の期間を国、北海道と同じとなるよう改正済であるため、推進項目を削除としております。

「10 スマート自治体への転換」につきましては、前期計画の「行政手続の簡素化・効率化」

から項目名を大きく変更しております。スマート自治体とは、A I・R P A などを活用し、自 治体の事務処理を自動化あるいは業務を標準化して、行政サービスなどを効率的に提供する自 治体です。実施内容は、「住民の利便性向上や人的、財政負担を軽減するため、Society5.0 に 対応した新たな行政サービスの導入を検討する。」としております。細項目に記載のある取組を 実践することにより、職員の時間の省力化が図られ、余った時間を「町民との接触」あるいは 「企画部門等に力を入れること」で住民サービスの向上を図ろうとすることを目的としており ます。国といたしましても、人口減少時代における新たな自治体行政の在り方として「スマー ト自治体への転換」を掲げており、必要な視点でありますことから、項目名を変更した上で、 前期計画から継続項目としております。

「11 文書管理事務の徹底」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、ファイリングシステム(書類を分類して整理し、管理する仕組みのこと)を実施しているところであります。業務を迅速かつ的確に進めるとともに、町民との町政情報の共有化を推進する上で、当該システムの維持管理の徹底は重要でありますことから、前期計画から継続項目としております。

「12 行政情報の積極的な開示(提供)」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、ホームページを活用した行政情報の提供や十勝総合振興局を通じて記者クラブへのプレスリリースを行っております。なお、平成30年から町公式SNSを立ち上げ、ホームページ上へ掲載した新着情報等の内容をSNSでも情報発信していることを踏まえ、実施内容及び細項目を修正しております。今後も、分かりやすい町政情報の的確かつ迅速な発信は必要であるため、前期計画から継続項目としております。

資料の4ページ目をお開きください。

「13 環境対策の推進」についてであります。

前期計画からの継続項目でありますが、これまで国は温室効果ガスを 2030 年度には 2013 年度に比べて 26%減らし、2050 年までには 80%の削減を目指すことが地球温暖化対策計画に目標として掲げておりましたが、これを 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会の実現を目指す」とされた動向を踏まえ、実施内容及び細項目を修正しております。

「14 行政サービスのアウトソーシングの推進」についてであります。

実施内容について文言修正を行うとともに、細項目「指定管理者制度の活用拡大の検討」と「包括的民間委託等の公民連携の導入の検討」を一本化し、「官民連携事業による公共施設等の整備や運営、業務提供の推進」としております。今後も、費用対効果を勘案しつつ、民間の資

金やノウハウ等を活用することは、効率的かつ効果的な行政サービスを提供する上で重要でありますことから、前期計画からの継続項目としております。

「15 広域行政の推進」についてであります。

実施内容について文言修正を行うとともに、これまでの市町村間での広域的な取組を推進することに加えまして、新たに「大学や企業など民間との連携協定に基づく行政サービスの提供についても調査研究する。」と文言を追加しております。多様化する住民ニーズへの対応として、市町村間あるいは大学や企業など民間との連携は重要でありますことから、前期計画からの継続項目としております。

「16 効果的な観光振興の推進」については、実施内容及び細項目に「民間活力の導入による地域資源か活用した観光振興と広域観光における連携強化を新たに盛り込んだことに伴い、前期計画の「観光宣伝等の実施」から「観光振興の推進」と名称を変更しております。

町の魅力を幅広く町内外に発信していくためには、民間のノウハウあるいは広域による連携 強化を図る必要があることから、前期計画からの継続項目としております。

資料の5ページ目をお開きください。

「17 個人情報保護及びセキュリティ対策の強化」についてであります。

実施内容中、情報セキュリティポリシーとは、情報セキュリティ対策に関する方針や行動指針のことであり、どのようなリスクから、どのような情報資産を、どのように守るのかを示したものであります。本町では、「幕別町電子計算組織管理運営規則」を運用した情報保護対策を講じているところでありますが、現状、情報セキュリティポリシーの策定には至っておりません。一度でも情報漏えいの事故・事件を起こしてしまうと、原因がサイバー攻撃あるいは人的ミスであれ町民からの信頼は失墜してしまいます。このようなリスクを回避するためには、情報セキュリティ対策が必須であり、情報セキュリティ対策を講じる上でベースとなるのが情報セキュリティポリシーとなるため、前期計画からの継続項目としております。なお、前期計画の実施内容中の後段に記載のあるまた書き以降は、実施内容から削除し、細項目として設定したところであります。

「18 自治体クラウドの推進」についてであります。

自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組です。 令和元年度における総合行政システムの更新時期に合わせて、クラウド化の検討を行ったところでありますが、役場庁舎の建替えにより耐震性が図られたこと、また費用対効果を勘案し、自庁式での更新を行ったところです。しかしながら、管内において共同でのクラウド化につい ての協議が行われていること、また、国において、自治体システムの標準化が5年を目途に行われるという動きがあることを踏まえまして、前期計画からの継続項目とし、項目を「自治体クラウドの検討」から「自治体クラウドの推進」と変更しております。

以上で、大項目2「効率的で効果的な事務事業の推進」のご説明を終わります。

(林会長)

事務局からの大項目2「効率的で効果的な事務事業の推進」の説明が終わりました。 ご質問、ご意見ございませんか。

(飯塚委員)

1点目、再生可能エネルギーの利用促進に関しまして、今後、普通自動車を電気自動車に全て変えるというのが国の方針でありますけれども、自動車を電気で充電するためには設備等が必要となってきますが、町としても充電するための設備整備に関して検討をしていただいた方が良いと感じております。

2点目、行政サービスのアウトソーシングの推進に関しまして、町が指定管理を行っている 法人では、従業員が安心して働くことができるような環境の下、運営がなされているのでしょ うか。

(政策推進課長)

1点目の充電器の設置についてでありますが、基本的に充電器の設置は電気自動車を販売している会社が行っており、場所はそれぞれの会社あるいは公共施設や公園など色々な敷地を活用して設置が進められ、広められているというように思っております。

本町におきましても、現在、使用できない状況ではありますが、当時、国が電気自動車を広めていたため有利な補助金があり、その補助金を活用し、道の駅忠類に1台設置しております。

今後、電気自動車の普及が進めば、充電器等の設備は色々な場所に設置していくことになる うかと思いますので、先ほどお話した有利な補助金等について町としても情報収集を行いなが ら検討を行ってまいりたいと考えておりますが、まずは民間の自動車会社がその一役を担うも のと考えております。

2点目の指定管理者制度の関係でありますけれども、町としましては、基本的には指定管理者を相手方と契約をする際、公共工事の単価等の公的単価を用いながら一定程度の積算を行っており、十分な人件費が従業員にわたるような積算していると考えております。

今後におきましても、十分に注意をしながら積算を行い、指定管理者としっかりとした契約 を結んでいきたいと考えております。

(原田委員)

前期計画の「行政手続きの簡素化・効率化」が「スマート自治体への転換」と変更になっていますが、説明で具体的な内容は分かったのですが、表現として「スマート自治体」というのが横文字でよく分からないというのが感想です。

答えはよろしいです。

(林会長)

そのほか、ご質問、ご意見がなければ、続きまして、「迅速で機動性の高い行政組織の確立」 について、事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

続いて、大項目3「迅速で機動性の高い行政組織の確立」のご説明をいたします。 資料の6ページ目をお開きください。

「19 町民から分かりやすく、機動性の高い組織・機構の構築」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、時代に即応した組織・機構の見直しを行うとともに、非常時における適切な行政機能を確保するため、先ほど「8 危機管理の徹底」でお話をいたしましたが、「BCP計画」を策定しているところであります。組織・機構の見直しは、多様化・複雑化する行政サービスや行政課題等に対応するため、今後においても不断の努力で取り組む必要があり、また、非常時における適切な行政機能の確保は、BCP計画策定後の適切な運用を行いながら、より充実した計画とする必要があるため、前期計画からの継続項目としております。なお、前期計画の実施内容中に記載のある「総合案内を設置する」は、旧庁舎が正面玄関から入ってもすぐに職員がいないという問題に起因して入った文言でありますが、新庁舎においてオープンフロアとなったこと、主な申請窓口が1階に集約されたこと、また各課に案内板が設置されたことから旧庁舎の問題点は解消されたため、この文言は削除としております。

「20 政策推進体制の充実・強化」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、庁内で行政課題を共有・議論する仕組みを確立するとともに、内部会議の開催により職場内での情報共有・共通理解を図っているところであります。 今後も、行政課題等を組織内で共有することは、スピード感をもって対応していく上では重要 なことであるため、前期計画からの継続項目としております。

「21 適正な職員配置に基づく定員の管理」についてであります。

具体的な実施内容につきまして、将来を見据えた定員管理計画の策定は、定年延長の実施等が不透明であるため、実施には至っておりませんが、定員・給与等の人事行政状況は毎年、町広報紙とホームページで公表しているところであります。定員管理計画の策定は、適正な人員配置を行う上で必要であること、また、定員・給与等の人事行政状況につきましても、町民に対して「分かりやすい」という視点から工夫を要することから、前期計画からの継続項目としております。

「22 再任用職員の効率的な活用」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、定年退職者の知識・技術を有効に活用できるよう、「幕 別町職員の再任用に関する取扱要綱」に基づき選考等を実施しているところでありますが、今 後においても、定年退職者が長年培った知識や技術を有効に活用する必要があることから、前 期計画からの継続項目としております。

「任期付職員制度導入の検討」につきましては、新規の推進項目であります。

任期付職員制度は、「本格的業務に従事する者」として位置付けられ、相応の給与や休暇等の 勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期で任用する制度でありま すことから、各地方自治体の行政運営において、最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実 現するための有用な手段の一つとして考えられております。管内では、帯広市や芽室町におい て専門的な資格、知識等を有する人材確保策して既に導入されております。本町におきまして も、町民のニーズの高度化、多様化に加え、その時々の課題に応じた専門的な資格、知識等を 有する即戦力の人材を確保する上で、本制度導入の検討を行う必要があると考え、新規推進項 目といたしました。

「23 会計年度任用職員等の適正配置」についてであります。

今後も、選挙事務、育児休業休暇、病気休暇に対応するため、会計年度任用職員等の適正配置は必要であるため、前期計画からの継続項目としております。なお、細項目「期限付き職員の所管事務の標準化」及び「職務・職責に応じた雇用条件の確保」につきましては、令和2年度より導入した会計年度任用職員制度の関連条例が制定されたことによって進捗が図られたことから、削除としております。

資料の7ページ目をお開きください。

「24 職員給与の適正な管理」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、人事院勧告に基づいた給与条例の改正を実施するとと

もに、時間外勤務の縮減を掲げております。今後も、効率的で透明性の高い行政運営を進める上で必要であるため、前期計画からの継続項目としております。なお、細項目「時間外勤務の縮減」に当たりましては、「10 スマート自治体への転換」でご説明をいたしましたRPA等の活用も視野に入れ、細項目を若干修正しております。

「25 職員力を高める人事管理の推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、職員力を高めるため各種職場内研修を実施したほか、不適切事例が発生した際には内部ネットワークを使い注意喚起を行い、情報共有を行うとともに、新規採用職員には接遇研修を受講させ職員の接遇向上に努めたところであります。今後も、引き続き、職員の研鑽あるいは問題意識を高めるという観点から、これらの取組は必要でありますことから、前期計画からの継続項目としております。なお、細項目「希望制の導入等による派遣研修の充実」に関しまして、主たる目的が職員の能力・意欲の向上と人材育成であることに鑑みまして、当該推進項目へ移動しております。

「26 職員提案の活性化の推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、幕別町職員提案制度実施要綱に基づき、職員のアイデア募集をしているところでありますが、政策決定や業務改善等における職員からのアイデア募集に際しては、当該要綱に基づく職員提案のほか、現に実施しておりワークショップ等の活用が考えられますことから、細項目の名称を「多様な手法による職員のアイデア募集」と変更しております。今後も、町政に対する職員の参加意欲の高揚を図る上で、職員からのアイデア募集は必要であるため、前期計画からの継続項目としております。

「27 組織の情報収集能力の向上」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、国や他の自治体の取組を紹介する情報サイトに登録し、 庁内グループウェアを活用して関係部署に他自治体の先進事例等の情報共有を行い、政策立案 の検討素材として活用いただいているところであります。今後も、効率的、効果的な行政運営 を進めるためにも情報共有の推進は必要であるため、前期計画からの継続項目としております。

「28 人事評価制度の充実」についてであります。

人事評価制度の導入につきましては、既に導入済であり、今後は、本制度の適切な運用と検証を行った上で随時見直しを行っていく必要があることから、実施内容及び細項目を修正しております。今後も、職員の能力・意欲の向上を図る上で取り組む必要があることから、前期計画からの継続項目としております。

「働き方改革の推進」につきましては、新規推進項目であります。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」な

どの課題に対応するためには、働く方々の意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。そのため、働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人ひとりがより将来の展望を持てるようにすることを目指すものです。昨今のコロナ禍において、密を回避するためのテレワーク出勤が注目を集めましたが、これも働き方改革の一つです。また、細項目にあります「希望降任制度」についてでありますが、他自治体の例で申し上げますと、職員本人の降任に関する希望を尊重することにより、職員の勤務意欲の向上と組織の活性化を図るために導入されております。職責の増大により恒常的に体調を崩してしまった際あるいは家庭の事情等によりその職責を果たすことができない場合など、その立場を変えることで、その職員の能力を引き出すことができることも考えられるため、細項目として新たに設定しております。

以上で、大項目3「迅速で機動性の高い行政組織の確立」のご説明を終わります。

(原田委員)

「会計年度任用職員等の適正配置」に関してですが、会計年度任用職員は人手が足りていない部署に配置されていると思うのですが、その職員の福利厚生はどのようになっているのでしょうか。

(政策推進課長)

会計年度任用職員制度が始まったのは本年度からでありまして、制度の内容といたしましては、これまで各自治体でまちまちであった臨時職員の取扱いに関しまして、しっかりとした身分保障と処遇改善を行うといった内容で、国が一定のルールを決めた中で採用を行うというものであります。

本制度が導入されたことによりまして、福利厚生面で基本的には正職員とほとんど変わらない取扱いとなっておりまして、例えば、期末手当の支給や夏季休暇の付与といった処遇改善が図られたところであります。

(森委員)

忠類地域には数年前から地域おこし協力隊が配置されているのですが、地域おこし協力隊の 隊員の任用形態はどのようになっているのでしょうか。

他の町村では、若い方が隊員になられて、その数年後そこの地域で独立されたり、様々な活動をされたりということを見聞きします。

本町での地域おこし協力隊に関しては、他の町村と比べると後手のような雰囲気もありますが、町としてどのような意識で採用を行っているのでしょうか。

(政策推進課長)

地域おこし協力隊員の任用形態は会計年度任用職員となります。

本町の地域おこし協力隊は、忠類地域で配置しており、現在の隊員で2人目となります。

地域おこし協力隊は、よその視点から町に新しい風を吹き込んでいただくような方という扱いをさせていただいておりまして、そういった方々の目線から本町でどういったことをしていただきたいということは、各担当部署で検討はしております。

そうした中で、今のところ忠類地域での観光振興ということで任用しておりますが、今後につきましては、例えば、本町地域での観光振興・地域活性化や他町村の事例で申し上げますと保健分野での活用など、様々な分野での活用が考えられますことから、常日頃から検討を行った中で、採用した方が良いと判断に至った場合には随時募集を行ってまいりたいと考えております。

(若山委員)

「組織の情報収集能力の向上」に関しまして、最近の住民の不安は新型コロナウイルス感染症であり、その中でも、北海道が発表している感染情報について、道条例の兼ね合いもありますが、「非公表」という内容が多いように感じます。

非公表となりますと、十勝総合振興局内で新型コロナウイルス感染症に発生した場合に、市 町村名が分からず、いつ感染するかという不安に陥るケースがあります。

都府県によって、感染者が出た際、町村名や性別、職業まで公表しているところもあります。 北海道の条例に対して、住民の不安感から、非公表部分をどのように扱うのかという働きか けが最近はあっても良いのではないかと、私自身は思っております。

(政策推進課長)

確かに、住民の皆さんにとって不安が大きいものと考えておりますが、感染症法の中で、公表する際には個人を十分尊重しなければならないとされておりますので、感染者ご本人の承諾がなければ公表できないという法律の壁もありますが、例えば、学校施設で発生した場合には住民の不安は解消したいと考えておりますので、どこまで情報が出せるのかというのは感染者のご家族ともお話合いをさせていただいた中で、出せる情報の範囲内で皆さんの不安を解消で

きるよう、努力はしていきたいと考えております。

(林会長)

そのほか、ご質問、ご意見がなければ、続きまして、「健全な財政運営の保持」について、事 務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

続いて、大項目4「健全な財政運営の保持」のご説明をいたします。

資料の8ページ目をお開きください。

「29 公債費の繰上償還」についてであります。

中・長期にわたり健全な財政運営保持を確保するためには必要な項目であり、前期計画からの継続項目としております。

「30 効果的な予算の編成」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、令和2年度に事務事業評価を試行的に実施しているところでありますが、今後の本格運用を見据えた中で、評価、見直しといった機能を組織的に行うことが重要であると考えておりますことから、細項目を「事務事業評価を用いたPDCAサイクルの確立による、効果的な事業の推進と適正な予算編成の実施」と修正しております。健全な財政運営を保持していくためには必要な項目であり、前期計画からの継続項目としております。なお、公会計制度の整備導入につきましては既に完了しておりますことから、細項目から削除しております。

「31 公企業の健全な経営の推進」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、経営の効率化の観点から引き続き公営企業の広域化の検討を行うとともに、中長期的な視点から現状等を踏まえた上で、計画性・透明性の高い公営企業経営の推進の基本となる指針として「経営戦略」を策定いたします。また、国は地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進していることから、細項目に「公営企業の法適用の推進」を追加しております。今後も、公営企業の健全な経営の推進は、町の健全な財政運営を保持する上で必要な項目であるため、前期計画からの継続項目としております。

「32 広告料収入の検討」についてであります。

現在の広告料収入といたしましては、広報紙への広告、ホームページバナー広告、広告付案

内板がございます。今後も、これらの広告料収入のほか、歳入確保を図る観点から新たな手法 の検討を引き続き行うこととし、前期計画からの継続項目としております。

「33 使用料・手数料受益者負担の見直し」と「34 公共施設使用減免」については関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

両項目とも前期計画からの継続項目でありますが、現在、使用料・手数料について、算定方法等を明確することで料金の適正化を図るとともに、受益者負担の徹底と減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」を策定し、過日、使用料等審議会へ諮問を行ったところであります。推進項目を基本方針での見直しの適用範囲に合わせ、「使用料・手数料受益者負担の見直し」と、細項目を「基本方針策定による使用料・手数料の見直し」と修正しております。

「35 町税等徴収金の向上対策」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、収納一元化の推進により滞納処分による徴収を図った ほか、札内支所の改築に合わせて税務課職員1名を札内支所に派遣し、相談体制の充実を図っ たところであります。今後は、本年度から施行しております債権管理条例に基づく適正な債権 管理を行うとともに、引き続き、収納率の向上に努める必要があることから、前期計画からの 継続項目としております。

「ふるさと納税の取組強化」については、新規の推進項目であります。

実施内容は、寄附者に選ばれる「幕別町」となるよう、新たなプロモーション方法等を検討し、寄附額の増加を図るとしております。本町の寄附額は、平成29年度の約4億1千万円をピークに年々減少傾向が続き、本年度は寄附サイトに楽天を追加したこともあり、若干回復し本年1月末現在約2億6千万円となっております。寄附額増加に向けた取組として、細項目に記載をしておりますが、「ふるさと納税の拡充に向けた返礼品等の充実とその周知の実施」、地方公共団体が取り組む地方創生事業に対し民間企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる「企業版ふるさとの納税の検討」、自治体が解決したい課題をプロジェクト化し共感した人からふるさと納税の寄附の形で寄附を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税の活用の検討」としております。歳入確保の推進という観点から、新たに推進項目として設定をいたしました。

資料の9ページ目をお開きください。

「36 職員住宅・教員住宅の戸数の見直し」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、職員住宅は随時必要戸数の検討を行うとともに、教員 住宅は「教職員住宅戸数の適正化方針」に基づき所管替え、用途廃止、改修を実施していると ころであります。将来を見据え、地域事情を考慮した職員住宅・教員住宅の必要戸数の検討は 今後も必要となりますことから、前期計画からの継続項目としております。なお、前期計画の 細項目「耐用年数を超えた建物の解体後における土地利用の検討」は、次の推進項目「普通財 産の計画的な売却」に含めることとし、削除しております。

「37 普通財産の計画的な売却」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、利用見込みのない土地等の売却を行っております。

令和元年度、平成30年度の実績はありませんでしたが、平成28年度に7宅地とその他普通 財産を処分し、計約35,000千円で売却し、平成29年度に3宅地を処分し、計約4,900千円で 売却しております。今後も、利用見込みのない土地等については計画的な売却を進める必要が あることから、前期計画からの継続項目としております。

「38 公共施設の適正管理」については、実施内容と細項目中の「公共施設等総合管理計画」につきましては、既に策定を完了しており、今後は当該計画に基づいた公共施設の維持管理や更新係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期などを定めた「個別施設計画」の策定が必要となりますことから、実施内容と細項目を修正し、前期計画からの継続項目としております。

「39 入札・契約制度の見直し」についてであります。

具体的な実施内容といたしましては、公募型指名競争入札の実施等により、更なる入札・契約の透明性・公正性に努めるとともに、指名願いの受付について電子システムを活用し、入札・契約業務の効率化や簡素化に努めているところでありますが、今後とも取り組むべき項目であるため、前期計画からの継続項目としております。

(質問・意見なし)

(林会長)

それでは、諮問案の審議は一通り終わりました。

次に、その他について、事務局よりお願いします。

(政策推進課副主幹)

本日ご審議をいただきました幕別町行政改革大綱(第4次)後期推進計画(案)につきましては、広く町内の皆様よりご意見をいただくため、2月9日(火)から2月22日(月)の期間におきまして、パブリックコメントを実施いたします。

なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、次回の委員会でご報告させていただきます。

(林会長)

最後に、次回開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

(政策推進課副主幹)

次回開催日程についてご説明いたします。

次回、第3回委員会は、令和3年2月26日(金)午後7時から、幕別町役場3階会議室での 開催を予定しております。

(林会長)

事務局の方から説明がありました。

令和3年2月26日(金)午後7時から、幕別町役場3階会議室ということでしたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(林会長)

それでは、令和3年2月26日(金)午後7時の開催とさせていただきます。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れ様でした。